

(宛先) 松山市監査委員

松山市教育長 藤田 仁 印

令和2年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和2年11月13日付松監第45号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課 教育委員会事務局 保健体育課	所管課等長氏名 植田 二郎
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(4) 幼稚園</p> <p>・AEDの管理について</p> <p>AEDの管理について、消耗品の交換時期等を記載した表示ラベルが本体等に取り付けられていない状況が見受けられた。</p> <p>所管施設において設置・管理しているAEDの適切な管理の徹底を図られたい。 [三津浜幼稚園]</p> <p>(5) 小学校、中学校</p> <p>・AEDの管理について</p> <p>AEDの管理について、荏原小学校では、消耗品の交換時期等を記載した表示ラベルが、本体等に取り付けられていないもの及び交換時期等の記載がないものが見受けられた。</p> <p>宮前小学校では、表示ラベルが、本体等に取り付けられていないもの及び交換時期等の記載がないものに加えて、一部のAEDで日常点検の記録がされていない状況が見受けられた。</p> <p>久枝小学校では、一部のAEDで日常点検の記録がされていない状況や、交換時期が過ぎた電極パッドが本体に接続されている状況が見受けられた。</p> <p>番町小学校では、表示ラベルに記載する消耗品の交換時期等が、バッテリーでは記載がなく、電極パッドでは記載が更新されていな</p>	<p>(4) 幼稚園</p> <p>・AEDの管理について</p> <p>消耗品の交換時期等を記載した表示ラベルが本体等に取り付けられていない状況については、実地検査でのご指摘後、速やかに消耗品の交換時期等を記載した表示ラベルを本体に貼付け、改善しました。</p> <p>また、松山市立全幼稚園に対し、ご指摘の点について確認の上、不備がある場合は改善するよう通知し、現在、全園において適正に管理できていることを確認しました。</p> <p>今後は、例年実施しているAEDの設置状況等調査の際に、これまで以上にAEDの適切な管理の必要性・重要性を周知徹底し、また、園訪問時には適切なAEDの管理がなされているか確認を行うことで、より適正な管理に努めます。</p> <p>(5) 小学校、中学校</p> <p>・AEDの管理について</p> <p>ご指摘のありましたAEDの表示ラベルの添付、日常点検の記録、電極パッドの設置状況等については、実地検査後、速やかに改善を行い対応済みです。</p> <p>また、松山市立全小中学校に対し、ご指摘の点について確認の上、不備がある場合は改善するよう通知し、現在、全校において適正に管理できていることを確認しました。</p> <p>今後は、例年実施しているAEDの設置状況等調査の際に、これまで以上にAEDの適切な管理の必要性・重要性を周知徹底し、また、学校監査時には適切なAEDの管理がなされているか確認を行うことで、より適正な管理に努めます。</p>

い状況が見受けられた。

所管施設において設置・管理しているAEDの適切な管理の徹底を図られたい。

[荏原小学校、宮前小学校、久枝小学校、番町小学校]

むすび

AEDの適正管理について

AEDは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器である。

AEDの管理については、「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）（平成21年4月16日付け医政発第0416001号・薬食発第0416001号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知）」（以下「通知」という。）においてAEDの適切な管理等のため設置者等が行うべき事項が示されているところであるが、交換時期が過ぎた電極パッドをAED本体に接続している状況や、消耗品の交換時期等を記載した表示ラベルが取り付けられていない状況、日常点検の記録がされていない状況等が見受けられた。

救命救急でAEDが使用される際に、管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するためにも、通知等に基づき、適切な管理の徹底を図られたい。

（宛先）松山市監査委員

松山市教育長 藤 田 仁 印

令和 2 年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和 2 年 11 月 13 日付松監第 45 号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定等により通知します。

所管部課 教育委員会事務局 学校教育課	所管課等長氏名 横江茂樹
措置の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>（５）小学校、中学校 ・薬品の適正管理について 薬品の管理について、潮見小学校では、「医薬用外劇物」の文字の表示がない場所に劇物が保管されていた。また、劇物の薬品簿において、劇物の記載がないものや、メタノールを燃料用アルコールと記載されている状況が見受けられた。 雄新中学校では、「医薬用外毒物」の文字の表示がない場所に毒物が保管されており、毒物がない保管庫に「医薬用外毒物」の文字の表示がある状況が見受けられた。 久谷中学校では、劇物を保管している冷蔵庫に「医薬用外劇物」の文字の表示がなく、施錠がされていない状況が見受けられた。 東中学校では、劇物の容器に「医薬用外劇物」の文字の表示がないものが複数見受けられた。 毒物及び劇物の取扱いについては「毒物及び劇物取締法」に基づき保管管理を徹底されたい。 [潮見小学校、雄新中学校、久谷中学校、東中学校]</p> <p>むすび 薬品の適正管理について 学校における薬品管理については、「教育機関における毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について（平成 20 年 2 月 21 日付け薬食化発第 0221001 号厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室長通知）（以下「通知」という。）」等において再三にわたり通知されているところであるが、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号。以下「法」という。）に定める貯蔵場所への表示がされていないことや、劇物の容器ラベルに「医薬用外劇物」の文字の表示がないこと及び施錠できない保管庫に劇物が保管されていることな</p>	<p>（５）小学校、中学校 ・薬品の適正管理について 今回指摘がありました、潮見小学校、雄新中学校、久谷中学校、東中学校を担当者が訪問し、各学校において「毒物及び劇物取締法」に基づき、下記のとおり指導改善を行いました。 潮見小学校では、劇物の保管庫の扉に「医薬用外劇物」の表示を行うとともに、薬品簿に関しては、「劇物」の記載及び、メタノールの正しい名称の記載について修正するよう指導しました。 雄新中学校では、毒物の保管庫の扉に「医薬用外毒物」の表示を適切に行うよう指導しました。 久谷中学校では、劇物を「医薬用外劇物」の表示のある施錠できる保管庫に移動するよう指導しました。 東中学校では、劇物の対象となる全ての容器に「医薬用外劇物」の文字を表示するよう指導しました。 次に、学校における「毒物及び劇物取締法」に基づいた薬品の保管管理を徹底させるため、「学校における薬品の適正な管理について」の教育長通知により、「毒物及び劇物取締法」に定める毒物劇物の保管庫については、「扉に適切な表示をすること」、「施錠ができる専用の毒物劇物の貯蔵場所とすること」、「毒物劇物とその他の物と混置しないこと」、「劇物の容器については、『医薬用外劇物』の文字の確実な表示をすること」を指示しました。さらにその中で、全小中学校に薬品の点検・確認結果を報告させ、適正に管理していることを確認しました。 現在、全小中学校を担当者が訪問し、薬品</p>

ど、適正な管理が行われていない状況が未だ複数の学校で見受けられた。

薬品の管理については、昨年度も同様に指摘したところであるが、依然として改善がされていない。国からの通知は、教育機関で実際に発生した毒物又は劇物の盗難・紛失事件等の対策を示したものであり、改めて、法に基づく保管管理を徹底されたい。

管理の調査及び指導を行っており、令和3年2月までに完了する予定です。

今後は、年3回の理科担当者の会を通じて薬品管理についての研修を実施し、これまで以上に薬品管理の必要性・重要性を周知徹底するとともに、法に基づく保管管理の徹底について指導します。